中間前金払の活用について

千葉県県土整備部建設･不動産業課

～ 当該工事の資金繰り改善、経営基盤強化にご活用ください ～

中間前金払制度は、工事着工時に支出される請負金額の４割の前払金に加えて、**工事の中間段階で、請負金額の２割を追加請求できる制度**です。

竣工代金を受領するまでの工事費の立替負担の軽減に役立ち、資金繰りの緩和が見込まれるため、有用な資金調達の一つです。

千葉県では建設企業の資金繰りの改善、受発注者双方の事務省力化に資する制度として、平成１１年１０月より運用していますので、是非ご活用ください。

1. 制度のメリット

(1) 確認検査が簡便

部分払に比べ手続きが簡単になっており、**原則として現地確認検査は不要、代わりに書類審査（「工事履行報告書」「工程表」「全景写真」）による認定請求が必要**です。

(2) 工期後半の資金需要に対応

完成払を待たず、資金需要が旺盛になる工期半ばに必要資金を調達出来ます。
但し、前払金の一部であるため、**保証事業会社の保証が必要**となります。

2. 制度利用の前提

(1) 対象工事

① 請負代金額が１００万円以上であること。
② 契約締結時に「中間前金払」が選択されていること。

(2) 支払要件

認定請求は、以下① ～ ④の要件を充たしていることが条件となります。

① 工期の２分の１を経過していること。
② 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１以上の額に相当するものであること。
④ すでに前払金が支払済であること。

3. 請求手続きの流れ

(1) 請負契約締結時

「中間前金払と部分払いの選択に係る届出書」を提出する際、「中間前金払」を選択する。
（注意：工事の施工途中で部分払いから中間前金払への変更は、原則できません）

(2) 工事の中間段階（中間前金の請求）

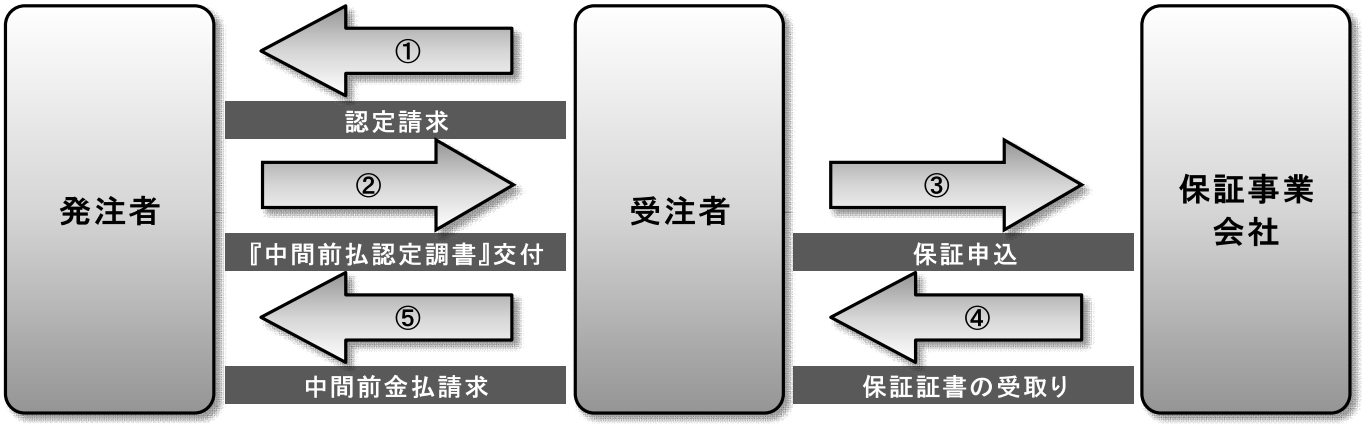

① 認定請求

監督職員へ認定請求（以下書類提出）を行います。

（ア）「認定請求書」　　（千葉県 ホームページ(※) より入手）
（イ）「工事履行報告書」　　（　　〃　　）
（ウ）「工程表」
（エ）「全景写真」

（※）http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/seido/

② 『中間前金払認定調書』の交付

「中間前払認定調書」の交付を受けます。

③ 保証申込

保証事業会社に「中間前払金保証」を申込みます。
なお、申込の際は、交付した「中間前払認定調書」が必要になります。

④ 保証証書の受取り

保証事業会社から「中間前払金保証証書」を受け取ります。

⑤ 中間前払金請求

監督職員に「請求書＋中間前払金保証（証書）」を提出し、中間前払金を請求します。

※　中間前金払手続きの詳細については、千葉県の各発注機関及び東日本建設業保証(株)千葉支店（電話：043-241-6101）にお問い合わせください。